

## 第4回会合後にいただいた構成員コメント

---

**大谷構成員**

## ○日本郵政のデータガバナンスについて

(1) プライバシー侵害に関するリスクを評判リスクの一類型として分類していることに少し違和感があります。プライバシーに悪影響がある場合、レピュテーションリスクにつながる懸念が高いものといえますが、プライバシー侵害により個人の人格的な権利が侵害され、法的救済の対象となる場合もあることを考慮すると、評判リスクの一類型として捉えることは、リスクを過小評価してしまう危険(評判は落とさない程度とのリスク評価結果となりがち)をはらんでいるように思われます。それよりは、広い意味での(ミス)コンダクト・リスクとして捉えることが適切ではないかと感じました。金融機関を含む企業グループとして、コンダクト・リスクの枠組みで本件をとらえることも現実的なアプローチではないかと思いますが、いかがでしょうか。

## &lt;日本郵政回答&gt;

プライバシーリスクを評判リスクの一類型としてとらえることによる危険についてはご指摘のとおりと考えます。一方、プライバシー保護は個人情報保護法の遵守だけでは不十分であるという意味で、プライバシーリスクは、必ずしも法令に直接抵触するものではないが、その「行為(コンダクト)」が顧客等の期待から乖離することにより顧客等に不利益が生じるリスク(コンダクト・リスク)として捉えることが適切ではないかのご意見についてもご指摘のとおりと考えますが、広い意味でのコンダクト・リスクはデータ利活用を伴わないケースも想定されることです。以上を踏まえ、今般のグループ・データガバナンスとしての利活用判断を実施するに当たっての「データ利活用の判断観点」としては、特にデータ利活用に係る判断基準という点にフォーカスしたものであることから、「データ品質の観点」、「情報管理の観点」、「評判の観点」ではなく「プライバシーの観点」として整理する方向で検討したいと考えています。なお、コンダクト・リスクやレピュテーションリスク等の各種リスクについては既存のプロセスの中で対応していく方針で考えています。

(2) 資料10頁を拝見すると、ユースケースごとにリスクアセスメントをしながら、プライバシーに与えるインパクトを確認し、リスク軽減策(安全対策を強化したり場合によっては利用を見合わせる)を検討しようとしているように見えますが、例えばオプトアウトの機会の提供、顧客への説明の充実などのリスク軽減策が具体的に述べられていないことが気になります。社内の他の制度にその点は記述されているのでしょうか。

## &lt;日本郵政回答&gt;

リスク評価を踏まえてリスク対応方針の決定や具体的なリスク軽減策の検討を行う点についてはご指摘のとおりです。具体的な軽減策については、ご指摘の内容も含めて今後検討してまいりたいと考えています。

### 庄司構成員

#### ○空家の類型の拡大について

景観の悪化が地域社会の安全安心の悪化につながることは十分にあり得ますので、著しく景観を損なっている状態にある特定空家等であれば社会的な合意を得ることは可能なのではないかと考えます。

ただし、具体的に誰がこの情報提供に関わるのか、情報は適切に扱われるのか、というところが非常に気になります。各地の郵便局がこの情報の取り扱いには関わることになると思いますが、個人情報に関する不祥事があったことを踏まえ、アドバイザーボードとしてはこの対象拡大も大丈夫なのだろうかという疑念を持たざるを得ないというのが正直なところです。

議論を進めるのであれば、この実現のために、どのようにデータガバナンスを行うのかというところを掘り下げたいです。

#### ○日本郵政・日本郵便のデータ活用について

データ活用については、実運用サービスに前のめりで行くより、実験的な取組みにいくつも参加していくのが良いのではないかと考えています。データ活用にかかる手間や費用と期待値の「相場感」の獲得、データの保護と活用のバランスの取り方、ガバナンスの仕組みが機能するかどうかの確認、といったことは、経験を積むほど向上していく部分があると思います。その意味で不動産IDの取組みに関わっていくことは理想的な方向性だと思います。そのような取組みを広げてほしいと考えます。

## 森構成員

## (1) データガバナンス(日本郵政関係)

前々回より、私からは「データガバナンス」よりも「プライバシーガバナンス」をお願いします、というお話をしてきました。これ汲んでいただいて、「基本的な考え方」の修正をしていただいたようで、その点は感謝いたします。ただ、依然として「利活用」が前面にでていて「安心・安全」が二の次になっている問題を克服できていないように思います。

下山構成員のご意見とまったく同じなのですが、最大の問題は、データガバナンスの目的が「グループ各社が保有するデータをグループ全体で有効活用する」(資料4-5構成員限り版5頁)となっているところです。

目的としては、「グループ各社が保有するデータをプライバシーに配慮しつつ安全に利用・管理して国民の信頼を獲得する」等のものが上記の点に並んで掲げられているべきです。目的の追加と共に、各論についても大幅な拡充を図る必要があります<sup>1</sup>。目的を追加しても、「主要要素」以下の内容が「有効活用」のためのものであるため、原案のままでは追加した目的を達成することは不可能です。具体的には、資料4-5の5頁の「目的達成に必要な主要要素」が不十分です。

原案では、プライバシーガバナンスに関連するものとしては、「④前提条件となる法規類の整理」のところで法規類の整理が行われているのみであり、プライバシーガバナンスの体制構築に関する言及はありません。原案の「①データ利活用体制の整備」と「②データ利活用プロセスの策定」と横並びで、「①'データ保護体制の整備」「②'データ保護プロセスの策定」が必要となります。

このうち、まず「①'データ保護体制の整備」につきましては、具体的には、アクター(担い手)の役割・責任の定義として、プライバシー保護責任者やプライバシー保護組織について定めていくことが想定されます<sup>2</sup>。総務省のデータ活用アドバイザリーボードもここに加えていただいてもいいでしょう。次に「②'データ保護プロセスの策定」につきましては、たとえば(a)新規ビジネス提案 ⇒ (b)内部監査やアドバイザリーボードへの諮問 ⇒ (c)総務省のデータ活用アドバイザリーボードへの諮問、のようなエスカレーションのルートを策定することが考えられます。

1 名称は、現在の「データガバナンス」を維持して頂いても結構です。問題は、ガバナンスの実質において、プライバシーガバナンスの機能を有しているかどうか、という点です。

2 この点およびそれ以降のプライバシーガバナンスの具体的な内容につきましては、経産省・総務省が策定した「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックVer. 1.3」をご参照ください。

## ○森構成員(続)

原案「③データ利活用判断基準の策定」は、明確ではないものの、プライバシーガバナンス的な要素が入っているようにお見受けします。ここもより分かりやすくするためには、「③データ利活用判断基準の策定」に並置する形で「③'データ保護判断基準の策定」をお作り頂くのがいいと思います。前者ではビジネス判断に関する基準、事業の相手方の信用力や損益分岐に関する基準が策定されることとなります。後者では、個人情報保護法やプライバシー保護に関する基準や安全管理＝情報セキュリティに関する基準が策定されることとなります。

原案の「④前提条件となる法規類の整理」は、この「③'データ保護判断基準の策定」の一部となるべきものです。原案は、「⑤データマネジメント機能の整備」として、(ア)アクセス権限の設定、(イ)アクセス権限に応じたシステム上の設定、(ウ)メタデータ管理(データカタログ)の整備、(エ)データ品質管理フローの作成、(オ)データ品質管理機能の整備を挙げていますが、ここにはデータ利活用に関するものとデータ保護(プライバシー)に関するものが混在しており、(ア)と(イ)は安全管理に関するものとして、「③'データ保護判断基準の策定」に入るべきものであり、他方で、(ウ)(エ)(オ)は、「②データ利活用プロセスの策定」か「③データ利活用判断基準の策定」のいずれかに分類されるべきものです。むしろ最後の要素(原案の④が他に吸収されることによって⑤から④に繰り上げ)としては、「④データ利活用ガバナンスの見直し」と「④'データ保護ガバナンスの見直し」のようなものがないのでしょうか。

以上をまとめますと、「主要要素」は以下のとおりになります(②②' と③③' の順番を変えています。)

### <データ利活用ガバナンス>

- ① データ利活用体制の整備
- ③ データ利活用判断基準の策定
- ② データ利活用プロセスの策定
- ④ データ利活用ガバナンスの見直し

### <データ保護ガバナンス>

- ①' データ保護体制の整備
- ③' データ保護判断基準の策定
- ②' データ保護プロセスの策定
- ④' データ保護ガバナンスの見直し

「主要要素」レベルでは、名称の一部が「利活用」と「保護」に変わっているだけですが、中身について、両者は全く違うものになります。もちろんこれはあくまでも一例ですが、申し上げたいのはデータ利活用ガバナンスとデータ保護(プライバシー)ガバナンスは、具体的な構成要素は全く違うということです。



**○森構成員(続)****(2) 捜査関係事項照会・裁判執行関係事項照会**

席上申し上げましたとおり、捜査関係事項照会への対応は難しいと思います。これに対して、裁判執行関係事項照会であれば対応可能かと思えます。裁判執行関係事項照会の場合、情報提供の目的は、刑事裁判の執行に限られているところ、確定判決を経た被告人が裁判の執行を受けることは、当該被告人に対する不当な不利益となるおそれはないからです。

**(3) 空き家対策推進のための郵便事業との連携拡大**

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態にある」場合を追加類型としてご希望であり、そのご趣旨はよく理解できます。ただ、「その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態」というのはやや抽象的です。何がこれに含まれて何が含まれないのか判然としません。そもそも現状の対応可能類型が「周辺住人や通行人の生命、身体の保護するために必要」な場合であることからすると、この段階で拡大可能な範囲は「周辺住人や通行人の財産の保護のために必要」のあたりまででしょう。また、生命、身体と財産の間には保護法益としての明確な差異があることから、「財産の保護のために緊急の必要がある場合」のようなものとすべきではないでしょうか。